



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
作曲家としての音楽活動に係るコンサルティングサービス

～事業所得の必要経費・消費税の課税仕入れと認容！～

事業所得の必要経費・消費税の課税仕入れとして申告した支払が、家事費又は家事関連費として否認される事例は数多くありますが、その処分が取り消された事例はありません。

今回は、請求人が受けたコンサルティングサービスの支払手数料が事業所得の必要経費であり、消費税の課税仕入れであると認められた事例をご紹介します。

(平成27年6月17日裁決・一部取消し・TAINSコードF0-1-576)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜事案の概要＞

作曲家として音楽活動等を事業として営んでいる請求人が、コンサルティングサービスなどを行うA社との間で、請求人自身の創造性・効率性・生産性を維持・向上させることなどを目的として締結した契約に基づき提供を受けたサービスに対して支払った費用（支払手数料）を事業所得の金額の計算上必要経費に算入するなどして、所得税及び消費税等の各確定申告をしたところ、原処分庁が、当該費用は請求人の心理的なコンサルティングに対する支払であり必要経費に算入することはできないなどとして、所得税及び消費税等の各更正処分等を行ったことに対し、請求人が、当該費用は請求人の事業に直接必要なものであったから必要経費に該当するなどとして、その全部又は一部の取消しを求めた事案です。

＜審判所の判断＞

審判所は、次のとおり、本件支払手数料の全額が事業所得の必要経費及び消費税の課税仕入れに当たると判断し、所得税の更正処分等の一部と消費税等の更正処分等の全部を取り消しました。

所得税の更正処分等の一部取消しは、本件支払手数料以外の否認事項によるものです。

- 1 調査担当職員は、当初契約書及び当初契約書細則以外のその後締結された契約書及び細則を把握していない上に、本件契約が当事者間においてどのような趣旨・目的で締結されたかを当事者双方に十分に確認せず、また、本件サービスにおいてどのような内容のサービスが行われたか詳細な事実認定をも行わずに、当初契約書及び当初契約書細則のみが存在することを前提として、証拠として収集した一部の間接事実のみに基づいてサービス報告書は作成されていないなどとした上、当初契約書及び説明文書に記載された一部の文言並びに請求人の申述の一部のみを捉えて、本件サービスは、家事費に当たる旨認定したものと認められる。したがって、原処分庁が、本件支払手数料が事業所得の必要経費とならないと判断したことは、十分な証拠に基づかない不合理な認定といわざるを得ない。
- 2 本件契約は、臨床心理士やMBAなどの資格を持ち、様々な知見を有するA社の代表乙から請求人の創作活動・事業活動に関する助言や支援を受けるため、請求人自ら個別の契約を申し入れて、両者が合意の上、当初契約書を取り交わし、その後、引き続き契約・更新してきたものと認められる。
- 3 本件サービスは、請求人が、事業の遂行上生じ、かつ、直面していた事業活動に関する諸問題の相談に対して、乙が、請求人の進むべき方向性、それらの諸問題に対して採るべき行動などの対処方法等、具体的な解決策を指導・助言することを内容とするものであったと認めるのが相当である。
- 4 本件サービスにおいては、時として請求人の感情面・精神面にも触れる部分があったと思われるところ、それらは請求人が抱える事業上の諸問題に対する対応又は解決に向けての建設的な指導・助言の一環としてなされたものというべきで、単に請求人の私的なメンタル面のケアサービスを行っていたとみるべきではなく、請求人らの各答述その他の証拠からみても、支払手数料の中にそのようなサービスに対する対価が含まれていると評価することはできない。

(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判84頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。